

鉄道分野

育成就労計画審査基準一覧

業務区分	主たる技能	ページ数
軌道整備業務区分	軌道整備	1
電気設備整備業務区分	電気設備整備	4
車両整備業務区分	車両整備	5
車両製造業務区分	車両製造	6
運輸係員業務区分	駅係員作業	8
駅・車両清掃業務区分	駅・車両清掃	9

育成就労計画審査基準
鉄道分野（軌道整備業務区分）／ 主たる技能：軌道整備

技能の定義	軌道を構成する部材の交換又は規定された構造にするために行う作業を行うための技能をいう。	
	1 年目	2 年目、3 年目
	①軌道検測に関する作業の補助 1. 器具類の準備作業 ②レールを取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 ③まくらぎを取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 ④道床を取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. 道床を取扱う作業の補助作業 ⑤保安設備を取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業	①軌道検測に関する作業 1. 器具類の準備作業 2. 軌道検測に関する作業 3. 作業後の環境整備作業 ②レールを取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. レールを取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業 ③まくらぎを取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. まくらぎを取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業 ④道床を取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. 道床を取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業 ⑤保安設備を取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. 保安設備を取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業
必須業務		
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の保安機器等の点検作業 ③軌道整備に必要な整理整頓作業 ④軌道整備に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業 ⑧危険又は有害な業務に関係する特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育	
その他従事する業務の例	（１）軌道整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①溶接・溶着作業（特別教育、技能講習等が必要） ②保線機械に関する操作（特別教育、技能講習等が必要） ③軌道材料等の整理整頓作業 ④軌道材料等の集積作業 ⑤軌道材料等の廃棄作業 ⑥軌道材料等の運搬作業 （２）軌道整備業務区分に関連する業務 ※ （２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①工事案内の広報作業 ②線路沿線環境の整備作業 ③検査結果・修繕内容等の記録作業	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（軌道整備業務区分）／ 主たる技能：軌道整備

使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	(1) レール ①レール類 ・30kgレール ・37kgレール ・40Nレール ・50PSレール ・50Nレール ・60kgレール ・中継レール ・接着絶縁レール (2) レール付属品 ①犬くぎ類 ・犬くぎ ・レール用ネジくぎ ②継目用品 ・異形継目板 ・継目板 ・継目板ボルト ・ロックナットワッシャ ③締結用品 ・レール締結装置 （木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用） ・軌道パッド（木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用） ・板バネ（木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用） ・締結ボルト（木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用） ・締結用絶縁品（コンクリートまくらぎ、直結軌道用） ・タイプレート ・埋込栓 ・受栓 ・軌間調節金具 ・コイルバネ ・レール押え金具 ・締結用鉄板 ・バンドロール型締結装置 ・バンドロール型クリップ ・バンドロール型絶縁品 ・バンドロール型ショルダー ・バンドロール型軌道パッド ・バンドロール型タイプレート ④伸縮継目用品 ・伸縮継目 ・伸縮継目用レール ・伸縮継目用付属品 ⑤脱線防止ガード ・脱線防止ガード（木まくらぎ、コンクリートまくらぎ用） ・脱線防止ガード付属品 ⑥その他レール付属品類 ・アンチクリーパ ・軌道用ボンドクランプ ・軌道用レールボンド ・軌道用ボンド付属品 ・軌道用レール絶縁 ・軌道用レール絶縁金物 ・軌道用レール絶縁金物部品 ・軌道用レール絶縁部品 ・軌道用溶接材 (3) まくらぎ ①木まくらぎ ・並まくらぎ ・橋まくらぎ ・分岐まくらぎ ・短まくらぎ ②コンクリートまくらぎ ・PCまくらぎ ・RCまくらぎ ・RC短まくらぎ ③合成まくらぎ ・合成並まくらぎ ・合成橋まくらぎ ・合成分岐まくらぎ ・合成短まくらぎ ④グリッドまくらぎ ・グリッドまくらぎ ・継目用グリッドまくらぎ ⑤鉄まくらぎ	(4) 分岐器用品 ①分岐器 ・片開き分岐器 ・両開き分岐器 ・振分分岐器 ②特殊分岐器 ・内方分岐器 ・外方分岐器 ・乗越分岐器 ・三枝分岐器 ・三線式分岐器 ・渡り線分岐器 ・ダイヤモンドクロッシング ・シーサスクロッシング ・シングルスリップスイッチ ・ダブルスリップスイッチ ③ボイント ・片開きボイント（ウイット、メートル仕様） ・両開きボイント（ウイット、メートル仕様） ・振分ボイント（ウイット、メートル仕様） ・内方ボイント ・外方ボイント ・乗越ボイント ・スリップボイント ・三枝ボイント ④クロッシング ・クロッシング（ウイット、メートル仕様） ・K字クロッシング ・乗越クロッシング ・可動クロッシング ・可動K字クロッシング ・圧接クロッシング ・マンガンクロッシング ・マンガンK字クロッシング ⑤ガード ・ガード（ウイット、メートル仕様） ⑥分岐器レール ・基本レール ・リードレール ・トングレール（ウイット、メートル仕様） ・可動レール ・へ形レール ・スリップレール ⑦その他分岐器用品 ・間隔材 ・カラー ・ゲージストラット ・座金 ・床板 ・チョックボルト ・転てつ棒 ・止め金具 ・分岐継目板 ・分岐タイプレート ・ファンクボルト ・ボイントリバー ・ボイント用ガード ・連結板 ・レールプレス ・控え棒 ・ボイント用ガードレール ・ふく進防止装置 ・ふく進防止バッキン ・ふく進防止用金具 ・オイレス床板 ・ベアリング床板 ・分岐器用絶縁材 (5) 橋げた用品 ①橋げた用品 ②ガータ (6) その他軌道用品 ・車止め ・工事用車横取装置 ・工事用車横取装置部品 ・込み栓 ・車輪止 ・線路警標 ・線路標 ・チョック ・チョックくぎ ・バッキン板 ・踏切床板 ・フックボルト ・まくらぎ割止 ・レールシム ・バラストマット ・バラストスクリーン ・道床安定剤 ・ケーブル防護カバー ・座屈防止板 ・不織布 ・軌道用補修材 (7) 道床 ・有道床（バラスト、舗装、てん充道床） ・コンクリート道床（スラブ、直結）
-----------------------------------	---	--

育成就労計画審査基準
鉄道分野（軌道整備業務区分）／ 主たる技能：軌道整備

使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	(1) 器具・工具 1. 山越器 2. レール吊上器 3. パンプーラ 4. バンドロール吊上器 5. レール切断機 6. レール穿孔機 7. ボルト緊解器 8. レール緊張器 9. 遊間整正器 10. 通り整正器 11. タイタンバー 12. 分路器 13. 発電機 14. ランマー 15. コンパクトター 16. トラックジャッキ 17. レールジャッキ 18. 半スリ 19. バンコ 20. ねこ車 21. ビーター 22. バール 23. レールホーク 24. スパイクハンマー 25. バールタガネ 26. 縄スコープ 27. スコープ 28. チルホール 29. パイスケ 30. T型ボックスレンチ 31. モンキースパナ 32. レールスパナ 33. ラチェットスパナ	34. コールセット 35. レールキャッチ 36. まきらぎキャッチ 37. トンボ（ボルト用、バンドロール用） 38. かけ矢 39. チェーンブロック 40. レバブロック 41. 草刈機 42. 1 t トロ 43. 一頭式レール削正機 44. グラインダ 45. ガスバーナー 46. レールベンダー 47. わにロスパナ 48. 分岐器転換用ハンドル 49. 緊解器 50. 遊間定規 51. 打音ハンマー (2) 検測機器 1. 軌道用検測器（検測糸・コマ） 2. 標準ゲージ 3. スコヤ 4. 建築限界支障検査器 5. トルクレンチ 6. 1 m トラックマスター 7. レールスター 8. ホームマスター 9. レール探傷器 (3) 保安機器 1. 回転灯 2. 軌道短絡器 3. 特殊信号発光器 4. 線閉表示板 (4) 応急処置器 1. 横裂用応急処置器 2. 破端用応急処置器
製品等の例（該当するものを選択すること。）	軌道整備完成後の軌道が製品である。	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（電気設備整備業務区分）／ 主たる技能：電気設備整備

技能の定義	鉄道の電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	電気設備整備 ①電気設備整備に関する作業の補助 1. 指示された工具類の準備作業 2. 指示された材料の準備及び分別、配置作業 3. 基本的な工具類の取扱い 4. 電気設備整備作業の補助 5. 各種の電気設備の電圧・電流の測定準備 6. 電気設備整備に必要な測定準備 (抵抗値、信号強度、離隔距離、寸法等) 7. 簡単な部品の取替作業 8. 指示された環境整備作業	電気設備整備 ①電気設備整備に関する作業 1. 工具類の準備作業 2. 材料の準備及び分別、配置作業 3. 工具類の取扱い 4. 電気設備整備作業 5. 各種の電気設備の電圧・電流の測定 6. 電気設備整備に必要な測定 (抵抗値、信号強度、離隔距離、寸法等) 7. 電気設備の新設、改良、修繕等の整備に関する作業 8. 自主的な環境整備作業
安全衛生業務	①安全衛生教育 ②作業開始前の工具類の点検作業 ③電気設備整備に関する整理整頓作業 ④電気設備整備に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業 ⑧危険又は有害な業務に関係する特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育	
その他従事する業務の例	(1) 電気設備整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ① 玉掛作業（特別教育、技能講習が必要） ② クレーン作業（特別教育、技能講習が必要） ③ 保守用車等運転・操作作業（特別教育、技能講習が必要） ④ 板金・溶接作業（特別教育、技能講習が必要） ⑤ 作業用機材・部品等の運搬作業 (2) 電気設備整備業務区分に関連する業務 ※ (2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ① 作業内容・検査調整結果等の記録作業 ② 作業場の整理・整頓・清掃作業	
使用する素材、材料等 (該当するものを選択すること。)	鉄道の電気設備整備に係る構成部品・機器・端末 電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備、情報通信設備、昇降機設備、機械設備、駅務設備	
使用する機械、器具等 (該当するものを選択すること。)	(1) 工具 1. 作業安全用保護具 2. 切断工具 3. ねじ切り・ねじ締め工具 4. 打撃・解体工具 5. 穴あけ・貫通工具 6. 掘削工具 7. 曲げ・加工工具 8. 架線・張線工具 9. 剥離・ストリップ工具 10. 圧着・接続工具 11. 通線・敷設工具 12. 光ファイバー施工工具 (2) 測定器 13. 電圧計 14. 電流計 15. 電力計 16. 位相計 17. 周波数測定器 18. 電磁波測定器 19. 絶縁抵抗計 20. 接地抵抗計 21. 照度計 22. 騒音計 23. 温湿度計	24. 距離測定器 25. 寸法測定器 26. 水準器 27. 間隔測定棒 28. 架線測定器 29. 張力計 30. 検電器・接地器 31. 密着度測定器 32. 光反射測定器 (OTDR) 33. 光損失テスター (OLTS) 34. 光パワーメータ 35. 光ファイバー識別器 36. ネットワークアナライザ 37. トーンジェネレータ 38. パケットスニファ－ 39. ケーブルテスター (3) 保安機器 40. 特殊信号発光機・信号炎管 41. 列車防護装置（緊急停止装置） 42. 列車接近警報装置 43. 軌道短絡器 44. 回転灯・表示灯・合図灯 45. 線閉表示板 46. 信号旗
製品等の例 (該当するものを選択すること。)	電気設備整備完成後の電気設備が製品である。	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（車両整備業務区分）／ 主たる技能：車両整備

技能の定義	車両整備作業とは、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	車両整備 ①車両整備に関する作業 1. 器具類の準備作業 2. 指示された材料の分別及び配置作業 3. 基本的な工具類の取扱い 4. 検査、修繕等の維持に関する初歩的な作業 ②作業後の環境整備作業 1. 指示された環境整備	車両整備 ①車両整備に関する作業 1. 器具類の準備作業 2. 作業に必要な材料の分別及び配置作業 3. 工具類の取扱い 4. 検査、修繕等の維持に関する一般的な作業 ②作業後の環境整備作業 1. 自主的な環境整備
安全衛生業務	①雇い入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の検修設備・工具類の点検作業 ③車両整備に関する必要な整理整頓作業 ④車両整備に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業 ⑧危険又は有害な業務に係る特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育	
その他従事する業務の例	（１）車両整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①玉掛作業（つり上げ荷重に応じた特別教育、技能講習が必要） ②クレーン作業（つり上げ荷重に応じた特別教育、技能講習が必要） ③フォークリフト運転作業（最大荷重に応じた特別教育、技能講習が必要） ④板金・溶接作業（作業に応じて特別教育、技能講習が必要） ⑤高所作業車の運転に係る作業（作業床の高さに応じた特別教育、技能講習が必要） ⑥作業用機材・部品等の搬送作業（作業場内） ⑦部品等の梱包・出荷作業 （２）車両整備業務区分に関連する業務 ※ （２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①検査結果・修繕内容等の記録作業 ②作業場の整理・整頓・清掃作業	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	鉄道車両整備に係る構成部品 走行装置等、動力発生装置、動力伝達装置、主回路（制御回路を含む）の機器、ブレーキ装置、一般電気装置、一般空気装置、車体及び車室、その他装置	
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	（１）作業用工具類 ①スパナ・レンチ類 ②ペンチ・ニッパ類 ③プライヤ類 ④配管工具類 ⑤ハンマ類 ⑥ソケット類 ⑦電設工具類 ⑧クランプ・バイス類 ⑨荷締機・スリング・玉掛け工具類 ⑩カッター類 ⑪ドライバ類 ⑫エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） ⑬切削工具類 ⑭保護具等 ⑮ブラシ類 ⑯灯具類 ⑰清掃用具類 ⑱測定器類 ⑲電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） ⑳治具類 ㉑ポンプ類 ㉒安全棒 ㉓安全靴 ㉔セーフティベスト ㉕安全帯 ㉖墜落制止用器具 ㉗保護メガネ ㉘遮光眼鏡 ㉙溶接面 ㉚切創防止手袋 ㉛溶接用手袋 ㉜防塵マスク ㉝防炎エプロン ㉞防炎溶接帽 ㉟スチールブラシ ㊱ステンレスブラシ ㊲ワイヤーブラシ ㊳塗装用ハケ ㊴コーキングガン ㊵脚立 ㊶タッパ ㊷ダイス ㊸へら ㊹けがき ㊺たがね ㊻バール ㊼その他工具類 （２）機械・設備等 ①リフティングジャッキ ②クレーン ③車体移動機 ④車体搬送用仮台車 ⑤着脱装置 ⑥架線断路器保安設備 ⑦溶接装置 ⑧切断装置 ⑨空気圧縮機 ⑩各種気吹清掃装置 ⑪吸塵装置 ⑫移動式足場 ⑬高所作業車 ⑭移動式リフター ⑮フォークリフト ⑯運搬車・移動車 ⑰洗浄装置 ⑱油圧機 ⑲各種試験装置 ㉑電源装置 ㉒その他機械・設備類	
製品等の例（該当するものを選択すること。）	整備済鉄道車両が製品である。	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（車両製造業務区分）／ 主たる技能：車両製造

技能の定義	鉄道車両、鉄道車両部品等を製造するために行う作業を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	①車両製造に関する作業 1. 器具類の準備作業 指示された器具類の準備ができること 2. 材料の分類及び配置作業 指示された材料の分類及び配置ができること 3. 工具類の取扱い 基本的な工具類の取扱いができること 4. 図面の読図作業 基本的な図面の読図ができること 5. 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定作業 指示された鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定ができること 6. 作業後の環境整備 指示された作業後の環境整備ができること	①車両製造に関する作業 1. 器具類の準備作業 作業に必要な器具類の準備ができること 2. 材料の分別及び配置作業 作業に必要な材料の分別及び配置ができること 3. 工具類の取扱い 工具類の取扱いができること 4. 図面の読図作業 図面の読図ができること 5. 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定作業 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定ができること 6. 作業後の環境整備 自主的な作業後の環境整備ができること
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の機械設備・器具類の点検作業 ③鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する整理整頓作業 ④鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦危険又は有害な業務に関する特別教育	
その他従事する業務の例	（１）車両製造業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①検査に伴う準備作業 ②出荷に係る作業 ③資機材倉庫の整備作業 ④部品等の搬送作業（作業所内） ⑤玉掛作業（特別教育又は技能講習が必要） ⑥クレーン作業（特別教育又は技能講習が必要） ⑦フォークリフト運転作業（特別教育又は技能講習が必要） ⑧アーク溶接・切断作業（特別教育が必要） ⑨ガス溶接・切断作業（技能講習が必要） ⑩研削といしの取替え業務（特別教育が必要） （２）車両製造業務区分に関連する業務 ※（２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①作業後の記録作業 ②作業場の整理・整頓・清掃作業	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	鉄道車両、鉄道車両部品等の構成素材（材料）であればすべて対象とする。 ①金属材料 1. 鋳鉄 2. 鋳鋼 3. 炭素鋼 4. ステンレス鋼等の特殊鋼 5. 銅及び銅合金 6. アルミニウム及びアルミニウム合金 7. すず及びすず合金 8. 銀及び銀合金 9. 鉛及び鉛合金 ②非金属材料 1. 合成樹脂及びその加工品 2. ゴム及びその加工品 3. 繊維及びその加工品 4. ガラス及びその加工品 5. カーボン及びその加工品 ③導電材料 1. 電線（コーベルワイヤを含む） 2. 導体 ④絶縁材料	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（車両製造業務区分）／ 主たる技能：車両製造

使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	鉄道車両、鉄道車両部品等製造に用いる機械、器具であればすべて対象とする。 （作業に応じた安全保護具を使用すること。） ①器工具類 1. ドライバー類 2. スパナ・レンチ類 3. ペンチ・ニッパ類 4. プライヤー類 5. ハンマー類 6. カッター類 7. 万力 8. しゃこ万力 9. やすり 10. はんだごて 11. 圧着工具 12. ワイヤーストリッパー 13. パイプレンチ 14. トルクレンチ 15. その他各種器工具 ②電動工具、油・空圧工具 1. 電動・空圧ドリル 2. 電動・空圧サンダー 3. 電動・空圧レンチ 4. 電動・空圧インパクトドライバー 5. その他各種電動工具、油・空圧工具 ③工作機械類 1. 旋盤 2. ボール盤 3. フライス盤 4. NC旋盤 5. NCフライス盤 6. マシニングセンタ 7. プレス機械 8. プレスブレーキ 9. 帯鋸盤 10. 研削盤 11. パンチングマシン 12. 研削盤用砥石 13. その他各種工作機械 ④測定機器 1. スケール（直尺） 2. ノギス 3. 外部マイクロメータ 4. ダイアルゲージ 5. シリンダゲージ 6. 水準器 7. 角度定規、直角定規（スコヤ） 8. 三次元測定器 9. すきまゲージ 10. その他各種測定機器 ⑤溶接機等 1. アーク溶接機 2. 半自動溶接機 3. スポット溶接機 4. ガス溶接機 5. レーザー溶接機 6. TIG溶接機 7. ガス切断機 8. プラズマ切断機 9. その他各種溶接機等 ⑥塗装機 1. エアスプレー塗装機 2. エアレス塗装機 3. 静電塗装機 4. 粉体塗装機 5. その他各種塗装機 ⑦電気機器用測定器 1. テスター 2. 導通試験器 3. 絶縁耐圧試験器 4. その他各種電気機器用測定器
製品等の例（該当するものを選択すること。）	鉄道車両又は鉄道車両部品等で、製造が完了し検査に合格したものが製品である。

育成就労計画審査基準
鉄道分野（運輸係員業務区分）／ 主たる技能：駅係員作業

技能の定義	次の作業を行うための技能をいう。 ・お客さまをご案内し荷物を扱い、切符の発売、改札等を行う作業 ・お客さまの安全確保、列車・車両の運転取扱い等の作業 ・駅の人的・物的資源管理に係る作業	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	以下作業において、補助的な作業や初歩的な取扱いを必須とする。 ①駅係員に関する作業 1. 駅ホームにおける安全確認 2. 駅設備の操作、点検 3. 駅構内の旅客対応 4. 駅構内の巡回、点検 5. 旅客用通路の開放、閉鎖 6. 作業後の環境整備作業	以下作業において、基本的な取扱いと共に、応用作業や異常時の作業、幅広い運転取扱いの知識が必要な作業を必須とする。 ①駅係員に関する作業 1. 駅ホームにおける安全確認 2. 駅設備の操作、点検 3. 駅構内の旅客対応 4. 駅構内の巡回、点検 5. 旅客用通路の開放、閉鎖 6. 作業後の環境整備作業
安全衛生業務	①雇い入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③駅係員作業に関する整理整頓作業 ④駅係員における安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥異常時の対応に関する特別教育	
その他従事する業務の例	（１）運輸係員業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 1. 運行管理業務 ・列車ダイヤと列車運行の確認・管理 ・異常時における運休や増発の列車指定 2. 車掌業務 ・列車内の旅客案内、運転士への合図 ・事故防止等に必要の安全確認 ・事故発生時の列車防護による事故拡大防止等の対処を行う。 ・異常発生時等の避難誘導等 3. 運転士業務（列車の運転には動力車操縦者運転免許要す。） ・列車等の運転（ワンマン列車運転の場合は車掌業務も兼任） （２）運輸係員業務区分に関連する業務 ※(2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ・作業内容に関する記録、報告業務 ・作業方法や環境の改善業務	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	・各種線路設備（訓練用や模擬を含む。） ・各種ホーム設備（訓練用や模擬を含む。） ・各種信号設備（訓練用や模擬を含む。） ・各種駅務設備（訓練用や模擬を含む。）	
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	・制服、制帽 ・安全保護具 ・安全防護具 ・列車見張員の装備 ・飛来物除去を行うための装備 ・人身事故対応グッズ	
製品等の例（該当するものを選択すること。）	駅係員としてのサービス提供、列車等の運行サービス提供	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（駅・車両清掃業務区分）／ 主たる技能：駅・車両清掃

技能の定義	不特定多数の利用者が利用する駅または車両を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別（注１）の清掃作業（注２）を行い、駅または車両に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業を行うための技能をいう。 (注1)場所とは、車両内部（折り返し清掃含む）、車両外部、コンコース・駅舎、ホーム、トイレ、エスカレータ、エレベータ等をいい、部位別とは、床、壁面、天井、立体面等の区分をいう。 (注2)清掃作業のうち、日常清掃は、毎日1回以上等の頻度で行う作業をいい、定期清掃作業は、年又は月等の単位で定期的に行う作業をいう。 また、中間清掃作業は、日常と定期清掃作業との間で、汚れの程度に応じて清掃する作業をいい、臨時清掃作業は、契約以外で臨時的あるいは特別に実施する作業をいう。			
必須業務	1年目		2年目、3年目	
	駅・車両清掃作業 (1)清掃計画に関する確認作業 ①駅・車両の清掃箇所の確認 ②清掃種別（日常、定期、臨時）の確認 ③使用資機材の確認 ④作業時間帯の確認 ⑤業務分担の確認 ⑥列車運行状況の確認 (2)駅または車両清掃に関する作業 ①作業の段取り 1)器具及び資材の取扱及び整備作業 2)什器及び備品等の取扱作業 ②清掃作業(駅清掃についてはホーム上の作業を含む) 下記の「(1)主な器具」に掲げる器具及び「(2)主な資材」に掲げる資材の使い方を修得するための各清掃作業の補助		駅・車両清掃作業 (1)清掃計画に関する確認作業 ①駅・車両の清掃箇所の確認 ②清掃種別（日常、定期、臨時）の確認 ③使用資機材の確認 ④作業時間帯の確認 ⑤業務分担の確認 ⑥列車運行状況の確認 (2)駅または車両清掃に関する作業 ①作業の段取り 1)資機材（器具、資材及び機械）の取扱及び整備作業 2)什器及び備品等の取扱作業 ②清掃作業(駅清掃についてはホーム上の作業を含む) 1)日常清掃 2)定期清掃 3)中間清掃 4)臨時清掃	
安全衛生業務	安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③駅または車両清掃に関する整理整頓作業 ④駅または車両清掃における安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦危険又は有害な業務に関する特別教育 ⑧異常時の対応に関する特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育			
その他従事する業務の例	(1) 駅・車両清掃業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①資機材倉庫の整備作業 ②資機材の整備業務 ③忘れ物等の拾得及び整理 ④資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等） ⑤ごみの運搬作業 ⑥ごみの分別作業 (2) 駅・車両清掃業務区分に関連する業務 ※ (2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ①ごみ集積所の衛生管理			
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	※作業対象項目 (1)部位別作業 1. 床面（弾性、硬性、繊維系、木質系等） 2. 壁面（壁、窓、窓枠等） 3. 立体面（扉、柱、便器、洗面台等） 4. 什器及び備品(机、椅子、ロッカー等） 5. 天井面（換気扇、空調吸排口、照明器具等） (2)場所別作業 1. 車両内部（折り返し清掃含む） 2. 車両外部 3. コンコース、駅舎 4. ホーム 5. トイレ（日常清掃に限る） 6. 休憩室（駅員、乗務員等） 7. 駅務機器 8. エレベータ、エスカレータ 9. 事務室 10. 会議室 11. 階段 12. 更衣室、浴室 13. 喫煙スペース 14. ごみ集積所 15. 資機材倉庫 及び洗面所			
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	(1)主な器具（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では1～9は全て使用すること。） 1. ほうき（自在、シダ等） 2. 文化ちり取り 3. モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型) 4. 静電気ほこり取り 5. タオル 6. ダストクロス 7. ウインドスクイジー 8. 毛かき 9. 保護手袋、保護マスク 10. 作業標示板 11. 超極細繊維クロス 12. ハンドパッド 13. フロアパッド 14. デッキブラシ 15. シャンパー 16. フロアスクイジー 17. 汚水取り 18. スクレーパー 19. ブランジャー 20. 廃棄物コレクター 21. 漏電・過電流防止装置 22. 計量カップ 23. 高所用ワイパー (2)主な資材（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では少なくとも1～3は全て使用すること。） 1. 洗剤（酸性、Alkali性及び中性） 2. 水石けん 3. 衛生消耗品 4. 床維持剤 5. 帯電防止剤 6. 金属保護剤 7. その他汚染防止剤 (3)主な機械、設備（附属品を含む）等（必要に応じて使用すること。ただし育成就労2年目3年目では少なくとも1及び2は使用すること） 1. 真空掃除機(ポット型及びアップライト型) 2. ポリッシャー 3. 吸水バキューム 4. 自動床洗浄機 5. エクストラクター 6. 高圧洗浄機 7. 送風機			
製品等の例（該当するものを選択すること。）	駅または車両清掃作業の結果そのものが製品である。			